

基準省令に規定されているサービス管理責任者の業務

サービス管理責任者の役割である個別支援計画の作成について、次のように規定されています。

1	管理者は、サービス管理責任者に個別支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
2	利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をする。
3	アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握する。
4	アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
5	アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、障害福祉サービスの目標及びその達成時期、障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該事業所が提供するサービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて計画の原案に位置づけるよう努めなければならない。
6	計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する指定障害福祉サービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
7	計画の原案について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の合意を得なければならない。
8	計画を作成した際は、計画を利用者及び指定特定相談支援事業者等に交付しなければならない。
9	計画の作成後、計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに少なくとも6月に1回以上、計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行う。
10	モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。 一 定期的に利用者に面接すること。 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
11	2～8までの規定は、9に規定する計画の変更に準用する。

また、同省令において、個別支援計画のほか、次の業務を担うことが規定されています。

1	利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定障害福祉サービス等の利用状況を把握すること。
2	利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると思われる利用者に対し、必要な援助を行うこと。
3	他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

参考

○指定障害福祉サービスの基準省令

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日付け厚生労働省令第 171 号）

○指定障害者支援施設等の基準省令

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日付け厚生労働省令第 172 号）